

和地ひとみレポート No.311

第19回統一地方選挙

新しい時代のスタートと同時に…

■統一地方選挙

…このレポートを作成している今は、まだ、新元号は発表されていませんが、4月1日には新元号が発表され、5月1日から日本の新しい時代がスタートします。期せずして、同じく5月1日から、東大和市の市長、市議会議員も新たな任期をスタートすることになり、そのための統一地方選挙が実施されます。

…今回、実施される統一地方選挙は正式には第19回統一地方選挙と呼ばれるものです。地方公共団体（都道府県、市区町村）の議会の議員又は長の選挙は、その団体が自主的に期日を定めて執行するというのが原則です。しかし、それぞれがバラバラに期日を定めて選挙を行うことになると、選挙事務も煩雑になり費用もかさみ、有権者や選挙運動をする者も混乱を免れないことになること。また、期日を統一して行えば、国民の地方自治や地方選挙に対する関心を高めることなどが考慮され、4年ごと全国的に統一地方選挙が行われることになっています。

…今回は第19回となっていますが、第2次世界大戦後、新しい地方自治制度が作られ、昭和22年4月に全地方公共団体で一斉に選挙が行われたのが第1回。地方公共団体の議会の議員又は長の任期は4年なので、それ以降、任期の途中で議会の解散や長の退職といったことがなければ、4年ごとに多くの団体が任期満了を迎えることとなります。しかしこの間、市町村の合併、長の死亡や辞職、議会の解散などにより、統一地方選挙ではない選挙も行われていることで任期がズレ、実際には日本全国すべての地方公共団体がこの統一地方選挙で選挙を実施しているわけではありません。今回の統一地方選挙では全国1,794の地方公共団体のうち、13.94%に当たる250団体で首長選挙が、43.87%に当たる787団体で議員選挙が実施される予定とのことです。

■東大和市の選挙期間

…私たちの東大和市では、市長選挙も市議会議員選挙もこの統一地方選挙で実施されます。今回の統一地方選挙では都道府県、政令指定都市では投票日は4月10日、政令指定都市以外の市区町村は4月21日が投票日となっています。国政も含め、日本の選挙では選挙運動期間が定められているため、投票日前の決められた期間が選挙運動期間となります。

- ◆参議院選挙、知事選挙＝17日間。
- ◆政令指定都市の市長選挙＝14日間。
- ◆衆議院選挙＝12日間。
- ◆都道府県議会選挙と政令指定都市議会選挙＝9日間。
- ◆政令指定都市以外の市議会選挙と市長選挙＝7日間。
- ◆町村議会選挙及び町村長選挙が5日間。



…東大和市の場合、政令指定都市以外の市長選挙、市議会議員選挙ですので、選挙運動期間は投票日前の7日間ですので4月14日（日）からとなります。ちなみに、選挙運動の最初の日の呼び方には「公示日」と「告示日」がありますが、市長選挙ならびに市議会議員選挙については「告示日」。「公示」も「告示」も、「公の機関が広く一般に知らせること」を意味する同義語ですが、衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙は、日本国憲法に定められている天皇の国事行為で天皇が「公示」し、官報に天皇の詔書が掲載されます。一方、その他の選挙は、選挙管理委員会が「告示」するもの。告示は選挙管理委員会の掲示板に掲示するなどの方法で行われます。

（※衆議院議員選挙や参議院議員選挙であっても、補欠選挙および再選挙の場合は、選挙管理委員会が告示することとなっています。）

■立候補届は

…選挙に立候補するためには、様々な書類を提出する必要があります。そのため、立候補を予定している人のために必要書類などを事前に渡し、説明をするために東大和市選挙管理委員会は2月16日に立候補予定者説明会を開催しました。ここに出席された人数で、市長ならびに市議会議員の立候補者数を予想するのですが、この説明会に参加しなくても立候補に必要な書類を選挙管理委員会で購入することは可能です。最終的には立候補届け出の締め切りの4月14日の17時まで正式な立候補者数はわかりませんが、現在のところ、市長立候補者は2名、市議会議員立候補者は議席数22に対し24名のようです。

…私も、説明会に参加しましたが、新たな立候補予定者の方からは「立候補にこんなに書類が必要だとは…」「ルールが複雑で驚いた」などの声が漏れ聞こえてきました。確かに、初めての選挙の時は、私も驚いたものです。ちなみに立候補に必要な書類は

- ①立候補届出書
- ②宣誓書
- ③所属党派証明書（無所属は不要）
- ④供託書（供託金を収めた証明書）
- ⑤戸籍謄本または戸籍抄本
- ⑥立候補者氏名等字面
- ⑦通称認定申請書（通称を使用しない場合は不要）

の7点が基本ですが、本人以外が届出る＝この人を候補として推薦するという場合の届出の時は、「候補者推薦届出承諾書」と「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書」の2点も追加が必要です。

（裏面に続く）

■選挙運動は

…立候補届の受理は4月14日8時半～17時までで、受理をされた後、選挙運動をスタートさせるわけですが、選挙運動についても届出が必要です。選挙運動などの届出には「選挙カー関係」「選挙公報（選挙の時に配布される新聞）関係」「選挙事務所関係」「選挙演説会関係」「選挙運動用ビラ関係」「選挙運動収支関係」などの書類の提出が必要。これらの書類も全部で20種類以上あります。もちろん、選挙カーを使わない、事務所を設置しないなど、候補者が行う選挙運動の内容により、必要な書類は変わってきます。

…選挙期間中は立候補者のポスター掲示のために公設掲示板が設置されますが、その数は選挙人名簿登録者数と市の面積で算定されます。今回の東大和市の選挙については市内110箇所に掲示板が設置されます。また、掲示枠については「届出番号と一致する番号」となっています。（届出番号が1番なら掲示板の1枠に掲示）これを聞くと、早く届け出た順番と聞こえますが、届出番号は、8時半に受付を終了した人の「くじ引き」により決定となります。また、そのくじ引きについても、くじ引きをする順番を決めるくじ引きをして、その後、場所を決めるくじ引きをすることになっています。

…立候補届と選挙運動関連の届が終了すると、選挙管理委員会から選挙の「7つ道具」と呼ばれるものが渡されます。これは、選挙運動では義務付けられているグッズで、ウグイスさんなどの運動員の腕章や、マイクを使う許可証など。選挙中に演説をする際には、ここで渡されるのぼり旗を掲げなければなりません。

…また、法律で認められている選挙運動の1つが公選ハガキ。これは、ハガキ作成料は自己負担ですが、郵送料（≒切手代）は公費から出るものです。市議会議員候補者は2000枚以内、市長候補者は8000枚以内まで出すことができます。このはがきも普通にポストに投函するのではなく、立候補届出の時に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を提示の上、所定の書類を作成し、東村山の郵便局本局に持参しなければなりません。

■新しい選挙運動

…平成25年度から新たにインターネットを使った選挙運動ができるようになりましたが、これについても様々なルールがあります。候補者、政党ならびに有権者もホームページ、SNS、ブログなどを使っての運動はできますが、電子メールを使用する運動は有権者が行うことは禁止されています。

…また、今回の選挙から、今まで市長候補者にしか認められていなかったビラの使用が市議会議員立候補者にも認められました。ビラの大きさはA4以内で、市長候補者は16000枚、市議会議員候補者は4000枚まで頒布できます。ただし、ビラには立候補届の際に選挙管理委員会から渡される証紙を、全ビラに貼ることが義務付けられています。頒布については、選挙事務所内、演説をしている際（街頭では前述ののぼり旗を掲げての演説）、新聞折り込みが可能です。選挙運動は朝8時～となって

いますので、8時前の駅頭で演説をすることも、ビラを配布することも選挙法違反となります。よって、残念ながら8時前の駅頭でのビラの配布はできません。

■お金のこと

…選挙には様々な費用がかかりますが、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図るために公費が出るものもあります。公費で負担できるものは、選挙カーに関する費用（レンタカー代やドライバー報酬など）、ポスター作成費、ビラ作成費が主なものですが、それぞれ上限があり、公費を受けるためには、申請書類を提出する必要があります。選挙で各候補が使用した公費については、選挙後、公表されます。

…また、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐため、立候補者は立候補に際して市長候補者は100万円、市議会議員候補者は30万円の供託金を預けなければなりません。この供託金が没収されることもあります。その代表的なことは得票数が供託物没収点に達しないときです。基本的には有効投票総数の10%となっていますが、市議会議員については議員定数が22のため10%の22分の1となります。東大和市の前回の統一地方選挙での没収ラインは、市長候補は約3324票、市議会議員は約153票でした。

■政治活動と選挙運動

…4月14日に告示される市議会議員選挙ですが、現職の市議会議員の任期は4月末日まで。私自身、4月に議会の委員会の会議などの予定も入っています。選挙が近づくにつれて“選挙活動とみなされる政治活動”は制限されます。例えば私は、駅でのレポートの配布や議会定例会のレポートのポスティングを初当選以来行っていますが、これについては選挙管理委員会からも選挙運動ではないから行っても良いとの許可を得ています。逆に、選挙前に急にやり始めていたらNGとなるでしょう。ちなみに、街中に貼ってある市議会議員候補者と各党首などのポスターは“政治活動”。多くの場合は各政党の演説会の告知のためという位置づけです。しかし、選挙期間中の政治活動は禁止されているため、告示日には、これらのポスターは掲示できません。

■身近な市政を負託する人を選ぶ選挙

…人それぞれ考え方は違いますが、私は、現職議員は、任期中の4年間の活動で評価されるのが選挙だと思っています。市議会議員が一番身近な議員で生活に密着しています。よって、地域の困りごとを解決することも重要な役割ですが、これからの時代は市民の声を聞き、世の中の動きを見ながら、市の将来の発展に向けた提案が出来ること、そして執行部をきちんとチェックできるということも重要になってくると思います。

…地方自治が大きく変化し、自治体間競争がますます激しくなる新たな時代の幕開けです。東大和市の次の4年間だけでなく将来のためにも、市民の皆様には、ぜひ、選挙に行ってください、市政を負託する人を選ぶ権利を行使していただきたいと思っています。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在2期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102